

## NAFTA 再協議の妥結とカナダの乳製品市場の開放

○昨年 8 月に始まった NAFTA 再協議については、関税率が一部の製品を除き無税となっているので、TPP 交渉結果を踏まえたルール交渉にほとんど費やされた。この中には自動車原産地規則、「ゲノム編集」農作物に関する規律など TPP プラスや TPP で実現しなかった分野も含まれている。来年早々にも開始される見込みの日米 TAG 交渉においても、米国は、新協定の「米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)」の成果を踏まえて交渉に臨んでくるといわれている。

○米国とメキシコが 8 月 27 日に大筋合意に達し、米国とカナダの交渉も 9 月 30 日に合意に達した。新協定は、メキシコのロペスオブラドール次期大統領が就任する直前の 11 月 30 日にも調印される見込みである。

「超党派議会の貿易優先事項及び説明責任に関する法律(P.L.114-26 第 1 編) 第 105 条(c)(1)及び(2)の規定によると、大統領は、国際貿易委員会(ITC)に協定の詳細な情報を提供し、ITC は、協定署名後 105 日以内に経済的な影響評価を議会に提出しなければならないので、USMCA の議会審議は、早くても来年 3 月中旬以降になると見られている。ただ 11 月 6 日の中間選挙の結果によっては、ITC の経済的な影響評価が間に合えばレームダック議会で審議しようとする動きも出てくる可能性があるといわれている。

○米国とカナダの交渉では、米国が廃止を主張する反ダンピング関税・相殺関税措置に係る紛争処理制度及びカナダの文化例外(注)とカナダの乳製品市場アクセス拡大が焦点になっていたが、カナダは、上述の紛争処理制度及び文化例外を守る一方で、供給管理制度を維持した上で乳製品市場アクセスで譲歩した。(注)カナダにおけるフィルム・ビデオ・音楽ビデオ等の制作・配送・販売・展示、テレビ・ラジオ放送等の文化産業は、NAFTA の対象外とされているが、米国のサービス部門や権利保護団体は、この例外措置を撤廃するよう要求していたところである。

### NAFTA 附属第 2106 条

この協定の他のいかなる規定にかかわらず、文化産業に関して採用され、又は維持される全ての措置は、カナダと米国との間においては、第 302 条に基づき特別に規定されるもの(市場アクセスー関税撤廃)及びそれに伴い講じられた貿易上の等量の効果を有する措置を除き、カナダ・米国自由貿易協定の規定に基づき規制される。カナダと他の締約国の間の当該措置に関する権利及び義務は、カナダと米国の間には適用されるこれらの規定と同一とする。

○当初の米国要求は、10 年以内に乳製品、鶏肉、鶏卵及び七面鳥肉の TRQ を

廃止するとともに、その間の無税輸入割当枠を毎年5%以上増加するというものであったが、カナダの乳製品市場アクセスの合意内容は、次のとおりである。

①別添資料のとおり、生乳換算ベースで全供給量の3.6%の米国枠を新設する。TPPでは全加盟国対象のTRQが生乳換算ベースで同じく3.25%であったので、かなり大きな増加となっている。

②カナダは、ミルクプロテイン、脱脂粉乳及び乳児用調製粉乳の輸出量を監視し、ミルクプロテイン及び脱脂粉乳並びに乳児用調製粉乳の輸出量が次の数量を超えた場合には、当該酪農年度(8月1日～7月31日)の残りの期間内にそれぞれ0.54カナダドル/kg、4.25カナダドル/kgの輸出課徴金を徴収する。3年目以降の規制数量については、毎年度1.2%ずつ増加する。

	ミルクプロテイン・脱脂粉乳	乳児用調製粉乳
1年目	55,000 トン	13,333 トン
2年目	35,000 トン	40,000 トン

③新協定発効後6月以内に乳製品供給管理制度の生乳用途別価格区分6/7を廃止・再編し、ミルクプロテインなどの非脂肪乳タンパク固形分の価格水準について、「(米国の脱脂粉乳の価格－カナダの加工業者のマージン)×脱脂粉乳とミルクプロテインの換算率」とする。

この生乳用途別価格区分6/7の設定以降、下表のとおり、ミルクプロテインの米国の対カナダ輸出が急減し、米加国境沿いのウィスコンシン州、ニューヨーク州などの米国酪農業者から厳しい批判を受けていたものである。

(単位：トン・千カナダドル)

	2015年		2016年		2017年		2018年1-6月	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
合計	4,572	27,019	4,736	23,045	3,348	18,211	1,105	4,749
米国	2,966	17,779	3,699	18,107	1,877	9,524	951	3,842
NZ	1,534	8,523	1,001	4,861	1,419	8,513	154	907
英国	—	—	34	68	32	45	3	3

資料：カナダ政府

カナダの乳製品 TRQ について

(単位：トン)

	TPP・TPP11(全参加国対象枠)					USMCA(米国枠)		
	1年目	6年目	最終年以降		備考	1年目	6年目	備考
	14年目まで1%ずつ増加							
生乳(乳脂肪分 6%以下)	8,333	50,000	56,905	19年	DY(8月1日～7月31日の酪農年度)・加工用 85%	8,333	50,000	DY・加工用 85%
クリーム(乳脂肪分 6%超)	500	580	734	14年	DY	1,750	10,500	DY
脱脂粉乳(乳脂肪分 1.5%以下)	1,250	7,500	11,014	19年	DY	1,250	7,500	DY
粉乳(乳脂肪分 1.5%超)	1,000	1,051	1,138	14年	DY	115	690	DY
クリームパウダー	100	105	114	14年	DY	750	4,500	DY
バター	750	4,500	5,121	19年	DY・加工用 85%			
濃縮乳	333	2,000	2,587	19年	CY(暦年)・小売用のみ	230	1,380	CY
ヨーグルト・バターミルク	1,000	6,000	7,762	19年	CY・加工用 30%	689	4,135	CY
バターミルクパウダー	750	828	970	14年	CY	87	520	CY
ホエイパウダー	1,000	6,000	6,244	10年	DY・11年目から関税撤廃し、無制限	689	4,135	DY・11年目から関税撤廃し、無制限
混合乳製品パウダー(脱脂粉乳 50%以上、ホエイパウダー 50%以上を含むもの等)	667	4,000	4,552	19年	CY	920	2,760	CY

【参考】

USMCA		NAFTA	
前文		前文	
第 1 章	冒頭の規定及び一般的定義	第 1 章	目的
第 2 章	内国民待遇及び物品市場アクセス	第 2 章	一般的定義
第 3 章	農業	第 3 章	内国民待遇及び物品市場アクセス
第 4 章	原産地規則(品目別を含む)	第 7 章	農業及び衛生植物検疫措置
第 5 章	原産地手続	第 4 章	原産地規則
第 6 章	繊維及び繊維製品	附属書	品目別原産地規則
第 7 章	税関当局及び貿易円滑化	第 5 章	税関手続き
第 8 章	メキシコ政府の直接的、不可分の、かつ絶対的な炭化水素鉱床の所有権の承認	第 7 章	農業及び衛生植物検疫措置
第 9 章	衛生植物検疫措置	第 8 章	緊急時の措置
第 10 章	貿易上の救済	第 9 章	基準関連の措置
第 11 章	貿易の技術的障壁	第 10 章	政府調達
第 12 章	分野別附属書	第 11 章	投資
第 13 章	政府調達	第 12 章	国境を超えるサービス貿易
第 14 章	投資	第 16 章	ビジネス関係者の一時的入国
第 15 章	国境を超えるサービス貿易	第 14 章	金融サービス
第 16 章	ビジネス関係者の一時的入国	第 13 章	電気通信
第 17 章	金融サービス	第 17 章	知的財産
第 18 章	電気通信		
第 19 章	デジタル貿易		
第 20 章	知的財産		
第 21 章	競争政策		
第 22 章	国有企業		
第 23 章	労働		
第 24 章	環境		
第 25 章	中小企業		
第 26 章	競争力		
第 27 章	腐敗行為の防止		

第 28 章	良き規制慣行	第 18 章	公表、通報及び法の運用
第 29 章	公表及び管理	第 19 章	反ダンピング・相殺関税措置の審査及び紛争解決
第 30 章	運営及び制度の規定	第 20 章	制度的取決め及び紛争解決
第 31 章	紛争解決	第 21 章	例外
第 32 章	例外及び一般規定	第 22 章	最終規定
第 33 章	マクロ経済政策及び為替条項		
第 34 章	最終規定		